

葛巻町農業委員会
第24回総会議事録

1 日 時 令和2年6月22日(月) 午後1時30分から午後2時16分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

4 出席委員

- ① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ⑤ 川 崎 美由起
⑥ 久 保 淳 ⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子
⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

- ③ 藤 森 康 隆 ④ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

- ② 門 場 政 一 ⑨ 南 坂 スガ子

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 　　ただ今から葛巻町農業委員会第24回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思
います。
よろしくお願いいたします。

【 あいさつ 】

会 長 　　ご苦勞様でございます。
新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言も緩和されました。岩手県内はまだ感染者は
出ていませんが、県を跨いでの移動の自粛が解除されたことによって、もしかしたら、岩
手県にも入って来るのではないかと思う人も少なくないと思います。それぞれ注意しなが
ら感染しないようにしていただきたいと思
います。

それから、今日は1時半より農地小委員会が開催いたしました。農地の日の活動につ
いて他、協議いたしました。報告については、後ほど芳田小委員長よりお願いしたいと思
っておりますので、よろしくお願いいたします。

【 開 会 】

議 長 　　それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第24回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、3番藤森委員、4番藤岡委員から欠席の報告がありましたのでお知らせいたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第1》

議 長 　　日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、2番門場会長職務代理者、9番南坂委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

《日程第2》

議 長 　　次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議 長 　　次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 　　松尾主幹。
主 幹 　　はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
5月26日(火)	盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議	深澤会長
5月28日(木)	夢ミルクの会役員会	主幹 事務員

6月1日(月)	盛岡地方農業農村振興協議会幹事会	松浦事務局長
6月15日(月)	現地確認調査 (町内)	久保委員 南坂委員 事務局長 主幹
6月18日(木)	農業委員会会長・事務局長研修会	深澤会長 事務局長

主 幹
議 長

以上でございます。
以上で説明が終わりました。
ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】
ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長

《日程第4》
次に日程第4「議案第1号 葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】
事務局長。
葛巻町農地利用最適化推進委員の1名の欠員補充につきまして、6月15日締切とし公募しておりましたが、担当区域の中部B地区、定数1名に対しまして1名の申し込みがありました。

議 長

応募者は、田代地区の上家照男さん67歳でございます。
職業は畜産業を営んでおり、乳用育成牛10頭 耕作面積23,000㎡の規模経営を行っている方でございます。委嘱期間につきましては、委嘱された日から令和3年8月19日までの前任者の残任期間となっております。

議 長

以上でございます。
以上で説明が終わりました。
この案件は、人事案件でありますので、質疑を省略し、ただちに採決に移りたいと思っておりますがご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号「葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長

【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第1号「葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第5》
次に日程第5「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。
この案件は、座席番号5番の川崎委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

議 長 【5番 川崎委員 退席】
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は2ページから7ページまでをご覧ください。●●●●●さん所有の農地、●●
主 幹 第●地割字●●から●●第●地割字●●●の田11筆、畑40筆、計51筆面積合計152,919㎡を
長男である●●●●●さんに使用貸借するものでございます。
申請地の位置図は14ページから19ページですが、筆数51筆と多いため、図面を縮小して
ありますので、ご了承願いたいと思います。
調査書は8ページに記載しておりますが、農業の後継者として父親から経営移譲された
もので、農地確認できちんと作付けされていることも確認できており、特に問題ないもの
と思われます。
なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、
併せて申し添えます。以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番久保委員にお願い
します。

議 長 【6番 久保委員 挙手】
久保委員。
6 番 現地確認結果を報告します。
この案件は、経営移譲に伴う使用貸借権の設定でございます。
譲渡人と譲受人は、親子の関係で、これまでともに経営者とその後継者として酪農に
携わっています。申請のあった土地については、適切に耕作されていることから、使用貸
借が設定されたとしても土地利用上の問題はないと思われます。
よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判
断いたしました。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることにつ
いて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めるこ
とについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。
川崎委員は入室してください。

【5番 川崎委員 入室】

《日程第 6》

議 長 次 に 日 程 第 6 「 議 案 第 3 号 農 地 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に 対 す る 意 見 の 決
議 長 定 を 求 め る こ と に つ い て 」 を 議 題 に 供 し ま す 。 事 務 局 よ り 議 案 の 説 明 を 求 め ま す 。

【主幹 挙手】

議 長 松 尾 主 幹 。
主 幹 議 案 書 は 20 ペ ー ジ を ご 覧 く だ さ い 。
今 月 の 農 地 法 第 5 条 の 許 可 申 請 は 2 件 と な り ま す 。
1 件 目 の 農 地 の 所 在 地 は 、 ●● 第 ● 地 割 字 ●●●● で 、 ●●●● 地 区 の ●●●●●● さ ん 所 有 の
畑 1 筆 5,992㎡ の う ち 、 176.43㎡ を 携 帯 電 話 基 地 局 設 置 に 伴 う 資 材 置 き 場 及 び 駐 車 場 に 使 用
す る た め の 、 一 時 転 用 と な り ま す 。
申 請 地 の 位 置 に つ き ま し て は 24 ペ ー ジ 、 配 置 図 に つ き ま し て は 26 ペ ー ジ を ご 覧 く だ さ い 。
21 ペ ー ジ の 調 査 書 の 農 地 転 用 許 可 基 準 か ら み た 意 見 と 理 由 に そ れ ぞ れ 記 載 し て い る と お
り 、 各 項 目 と も 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 認 め ら れ る も の で す 。
ま た 、 作 業 す る た め の 必 要 最 低 限 の 転 用 面 積 と な っ て お り 、 工 事 完 了 後 は 現 状 回 復 す る
こ と と し て お り 、 特 に 問 題 な い も の と 思 わ れ ま す 。
な お 、 携 帯 電 話 基 地 局 本 体 部 分 の 12㎡ で す が 、 平 成 16 年 4 月 1 日 よ り 認 定 電 気 通 信 業 者
が 行 う 中 継 施 設 の 設 置 に 伴 う 工 事 に つ き ま し て は 、 農 地 法 第 4 条 及 び 第 5 条 の 農 地 転 用 許
可 は 必 要 が な い こ と と な っ て お り ま す の で 申 し 添 え ま す 。
続 き ま し て 2 件 目 の 農 地 の 所 在 地 は 、 ●● 第 ● 地 割 字 ●●●● の 畑 2 筆 30,546㎡ の う ち 、
1,250㎡ に 牛 舎 を 建 設 す る と い う も の で す 。
申 請 の 位 置 図 に つ き ま し て は 33 ペ ー ジ か ら 35 ペ ー ジ を ご 覧 く だ さ い 。 34 ペ ー ジ の 図 面 で
2 筆 の 間 に 道 路 が 通 っ て い る よ う な 図 面 に な っ て お り ま す が 、 現 在 そ の 道 路 は な い も の で
あ り ま す 。
32 ペ ー ジ の 計 画 書 を ご 覧 く だ さ い 。 こ の 案 件 の 計 画 書 で あ り ま す が 、 既 存 の 牛 舎 が 老 朽
化 し て い る こ と か ら 、 新 た に 1 棟 整 備 し 、 規 模 拡 大 を 図 り たい と い う も の で あ り 、 既 存 の
牛 舎 に 近 く 、 牧 草 地 と 一 体 的 に 管 理 が で き る た め 作 業 効 率 な ど の 面 か ら 見 て も 申 請 地 が 最
適 と 判 断 し た も の で す 。
30 ペ ー ジ の 調 査 書 の 農 地 転 用 許 可 基 準 か ら み た 意 見 と 理 由 に そ れ ぞ れ 記 載 し て い る と お
り 、 各 項 目 と も 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 認 め ら れ る も の で す 。
な お 、 地 区 担 当 の 芳 田 推 進 委 員 か ら 、 特 に 意 見 等 は な い 旨 、 報 告 を 受 け て お り ま す の
で 、 併 せ て 申 し 添 え ま す 。
以 上 で ご ざ い ま す 。

議 長 こ の 事 案 は 現 地 確 認 が 行 わ れ て お り ま す 。
議 長 現 地 確 認 結 果 の 報 告 を 9 番 南 坂 委 員 に お 願 い し ま す 。

【9 番 南坂委員 挙手】

議 長 南 坂 委 員 。
9 番 現 地 確 認 結 果 を 報 告 し ま す 。
二 つ の 案 件 の う ち 1 件 目 は 、 携 帯 電 話 基 地 局 の 設 置 に 伴 う 一 時 転 用 で ご ざ い ま す 。
申 請 地 は 、 携 帯 電 話 基 地 局 を 設 置 し た 箇 所 の 周 辺 で 、 工 事 に 伴 う 資 材 置 き 場 及 び 駐 車 場
と し て 使 用 す る も の で す 。
一 時 転 用 の 面 積 は 、 必 要 最 小 限 で 、 ま た 、 工 事 終 了 後 に 原 状 回 復 す る 予 定 で あ り 、 特 に
問 題 は な い も の と 思 わ れ ま す 。
2 件 目 は 、 牛 舎 の 建 築 を 目 的 と し た 使 用 貸 借 権 の 設 定 を 伴 う 永 久 転 用 で ご ざ い ま す 。
申 請 の あ っ た 土 地 は 、 譲 渡 人 が 農 地 と し て 使 用 し て い た と こ ろ で あ り 、 そ の 一 部 を 後 継

9 番 者である譲受人が使用貸借権を設定し、牛舎建築用地として永久転用しようとするものです。転用後においては、60頭規模の黒毛和種繁殖用の牛舎を建設する計画であり、その計画も妥当であると思われます。

よって、申請のあった2件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

議案書は37ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権貸借」の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今回は、件数が多いため、簡単にご説明いたしますので、利用目的や期間、賃借料等の詳細や面積などについては後ほどお目おしいただきたいと思います。

1番は、●●第●地割字●●●ほかの田畑4筆合計25,404㎡を公益社団法人岩手県農業公社から●●地区の●●●●●さんへ賃貸借するものです。

2番から4番までは、亡き●●●●さんが耕作していた家族名義と本人名義の農地、また貸借して耕作していた●●●●さんの農地を、すべて公益社団法人岩手県農業公社と賃貸借するものです。

5番と6番は、●●●●地区の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さんと●●●●さん名義の畑3筆3,981㎡を公益社団法人岩手県農業公社と賃貸借するものです。

7番は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割字●の山林1筆46,687㎡を同地区の●●●●●さんに賃貸借するものです。

ここまで説明した、1番から7番までの案件はすべて新規となります。

次に8番から11番までは、再設定の案件であり、●●●●地区の●●●●●さん、●●●●●地区の●●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さん4名が所有する農地を●●●●●地区の●●●●●さんがそれぞれ賃貸借するもので、再設定となります。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
議 長 【「なし」の声】
議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
議 長 【「異議なし」の声】
議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
議 長 【挙手全員】
議 長 挙手全員です。
議 長 よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ
いて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第8》

議 長 次に日程第8「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
認について」を議題に供します。
議 長 この案件は、座席番号5番の川崎委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員
会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【5番 川崎委員 退席】

議 長 事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

議 主 幹 議案書は46ページから48ページをご覧ください。

「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

この議案第5号の案件は、先ほど議案第2号で、●●●●さんから長男の●●さんに
使用貸借される案件を承認いただきましたが、この経営移譲による使用貸借に伴って、●
●●さんが使用貸借及び賃貸借を結んでいた3名の方々と、●●●さん所有の農地分を改
めて●●さんと利用権貸借をし直すというものです。

利用目的、賃借料等については、記載のとおりです。以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ
いて」は原案のとおり決定いたします。川崎委員は入室してください。

【5番 川崎委員 入室】

《日程第9》

議 長 次に日程第9「議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供
 議 長 します。事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。
 主 幹 議案書は49ページからご覧ください。

1番の案件は、●●●地区の●●●●さん所有の畑2,932㎡でございますが、農地中間管
 理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。め
 ぐっていただいて資料No.1の優先順位検討表をご覧ください。

一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目
 において最も評価が高く、優先順位1位となった同地区の●●●●さんに配分を予定してい
 るものでございます。

2番は、同じく●●●●さん所有の畑1,049㎡でございますが、農地中間管理機構の公益社
 団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」の資料No.2の優先順
 位検討表をご覧ください。

一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目
 において最も評価が高く、優先順位1位となった同地区の●●●●さんに配分を予定して
 いるものでございます。

3番から8番は、亡き●●●●あさんが本人所有及び貸借し耕作していた農地ござい
 ますが、農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、新たな受け手に配分する
 ものでございます。

この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。め
 ぐっていただいて資料No.3から8の優先順位検討表をご覧ください。

いずれも、一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しており、適合性の4
 つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●地区の●●●●さんにす
 べて配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
 原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。
 よって議案第6号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は原案のとおり承認
 することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第10》

議 長 次 to 日程第10「議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供
 します。

議 長 〃 この案件は、座席番号5番の川崎委員が利用権を受ける当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

議 長 〃 **【5番 川崎委員 退席】**

議 長 〃 事務局より議案の説明を求めます。

議 長 〃 **【主幹 挙手】**

議 長 〃 松尾主幹。

議 長 〃 議案書は64ページからご覧ください。

議 長 〃 1番から5番の案件は、すべて●●●地区の●●●●●さんが配分を受けていた農地分となります。

議 長 〃 今回、長男の●●さんに経営移譲をしたことによる権利の設定となります。

議 長 〃 いづれも農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものがございます。

議 長 〃 この配分案については、別紙の「中間管理事業配分計画案一覧表」をご覧ください。資料No.1からNo.5までの優先順位検討表をご覧ください。

議 長 〃 一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●●さんにすべて配分を予定しているものがございます。

議 長 〃 以上でございます。

議 長 〃 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 〃 **【「なし」の声】**

議 長 〃 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 〃 **【「異議なし」の声】**

議 長 〃 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 〃 議案第7号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 〃 **【挙手全員】**

議 長 〃 挙手全員です。

議 長 〃 よって議案第7号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。川崎委員は入室してください。

議 長 〃 **【5番 川崎委員 入室】**

議 長 〃 **《日程第11》**

議 長 〃 次に日程第11「報告第1号 農地法第3条第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 〃 **【主幹 挙手】**

議 長 〃 松尾主幹。

議 長 〃 議案書は68ページをご覧ください。

議 長 〃 農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

議 長 〃 相続登記が完了したことにより取得したものです。

議 長 〃 地目、面積等は記載のとおりです。

議 長 〃 なお、受理通知書につきましては、6月17日に送らせていただいております。

議 長 〃 以上でございます。

議 長 長 此の事案は現地確認が行われております。
 議 長 長 現地確認結果の報告を9番南坂委員にお願いします。

議 長 長 【9番 南坂委員 挙手】
 議 長 長 南坂委員。
 議 長 長 現地確認結果を報告します。
 議 長 長 この案件は、相続による所有権の移転の報告であります。
 議 長 長 届出のあった農地は16箇所、いずれも牧草地、飼料畑、普通畑、水田として使用されて
 議 長 長 いるものでした。
 議 長 長 以上です。
 議 長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 長 【「なし」の声】
 議 長 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

議 長 長 《日程第12》
 議 長 長 次に日程第12「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」
 議 長 長 を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 長 【主幹 挙手】
 議 長 長 松尾主幹。
 議 長 長 議案書は69ページから70ページをご覧ください。
 議 長 長 農地法第18条第6項の規定による通知書を受理しましたので、ご報告いたします。
 議 長 長 1番の農地は、●●地区の●●●●さんの農地を同地区の亡き●●●●さんに貸し付
 議 長 長 けておりましたが、借借人の死亡により解約するものでございます。なお、この農地は、
 議 長 長 先ほどの第6号議案で承認いただきましたとおり、農業公社をとおして●●●●さんが継続
 議 長 長 して耕作するものです。
 議 長 長 2番の農地、●●第●●地割字●●●●の田846㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、●●
 議 長 長 ●●地区の●●●●さんに貸し付けておりましたが、借借人の都合により解約するもので
 議 長 長 ございます。
 議 長 長 解約成立日、土地引渡時期は記載のとおりです。
 議 長 長 以上でございます。
 議 長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 長 【「なし」の声】
 議 長 長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

議 長 長 《日程第13》
 議 長 長 次に日程第13「報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を
 議 長 長 議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 長 【主幹 挙手】
 議 長 長 松尾主幹。
 議 長 長 議案書は71ページをご覧ください。
 議 長 長 今月は3件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
 議 長 長 まず、1番の事案は、●●●●●●●●●●が平成元年10月18日に一時転用許可を受けた分
 議 長 長 の完了報告で、5月18日に報告書が提出されました。

主 幹

次に、2番の事案は、同じく●●●●●●●●●●が令和元年5月21日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、5月18日に報告書が提出されました。

次に、3番の事案は●●●地区の●●●●●さんが令和元年8月9日に永久転用許可を受けた分の完了報告で、6月10日に報告書が提出されました。

6月15日に久保委員、南坂委員とともに完了していることを確認して参りました。

なお、1番及び2番の地区担当である木戸場推進委員、3番の地区担当である芳田推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番 久保委員にお願いいたします。

【6番 久保委員 挙手】

議 長

久保委員。

6 番

現地確認の結果を報告します。

1件目と2件目の案件は、砂利採取による一時転用した農地について、砂利採取終了後の原状回復の状況を報告するものでございます。土地もデントコーンが作付けされており、現状回復されていると判断できました。

3件目の案件は、植林のために永久転用した農地の現状を報告するものでございます。この土地には、カラマツが植林されていることを確認いたしました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

議 長

《日程第14》

次に日程第14「その他」ですが、本日1時30分から行われた農地小委員会の決定事項について、芳田農地小委員長より報告をお願いいたします。

【芳田農地小委員長 入室】

議 長

芳田小委員長。

小委員長

令和元年度第1回葛巻町農業委員会農地小委員会を開催したので、葛巻町農業委員会会議規則第65条の規定により報告書を提出します。

本日午前11時30分から 役場 第4会議室で 第1回農地小委員会を開催しております。

協議事項は、「遊休農地の状況について」、「農地パトロールの実施について」、「農地の日の取り組みについて」でございます。

出席委員は、推進委員8名と深澤会長、事務局2名でございます。

裏面をご覧ください。

遊休農地の状況については、A分類 再生が可能な荒廃農地でございますが、平成29年度の150,188㎡に対し、平成30年度は74,743㎡となっており、75,445㎡減少しております。

B分類 再生利用が困難と見込まれる農地は、平成29年度の316,233㎡に対し、平成30年度は102,804㎡となっており、213,429㎡と大幅に減少しております。

続きまして、本年度の農地パトロールについてですが、事前調査を6月下旬から7月中旬に行って、農地パトロールを 7月22日月曜日 に実施したいと思います。

- 小委員長** 農地の日の取組として、6月28日から、のぼりの設置を行います。7月22日の農地パトロールの出発式、パトロールを実施します。
その他として、遊休農地の解消に関する調査・研究並びに実証展示に向けた取組みなどの検討は継続事項といたします。
以上、よろしくお願いいたします。
- 議長** ただ今の報告について、ご質問、ご意見等がございましたらどうぞ。
- 議長** 【「なし」の声】
事務局からあれば、お願いします。
- 議長** 【「特にありません」の声】
ないようですので、「その他」を終了します。
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第24回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和2年6月23日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____